

# 事業者排出量簡易報告書 作成要領

この作成要領は、北海道地球温暖化防止対策条例（平成 21 年北海道条例第 57 号。以下「条例」といいます。）第 16 条第 1 項に基づく事業者排出量簡易報告書の作成方法等について説明したものです。

## ～制度の趣旨や報告書提出によるメリット～

2050 年度までのゼロカーボンの実現を目指すためには、全道の事業者数の多くを占める中小・小規模事業者の方々に、自らの温室効果ガスの排出量を把握し、自主的に取り組んでいただくことが重要です。そのため、令和 5 年 3 月に改正した条例において、使用したエネルギー量から簡易に排出量を把握でき、ウェブ上から簡単に報告することができる「事業者排出量簡易報告書制度」を創設しました。

簡易報告書をご提出いただいた事業者の方々には、中小企業総合振興基金（ステップアップ貸付（ゼロカーボン基金））の融資の対象となることや道が発注する公共工事の総合評価方式による落札者決定の際の加点評価などのメリットがありますので、報告書の積極的なご提出をお願いします。

また、本報告書はゼロカーボン・チャレンジャーの報告に位置づけます。

令和 6 年（2024 年）4 月

北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課

# 目 次

第1章 事業者排出量簡易報告書（提出様式）の作成	・・・・ P 1～P 2
第2章 提出に関する事項	・・・・・・・ P 3
第3章 道による公表	・・・・・・・ P 4
第4章 その他	・・・・・・・ P 5
【参考資料1】 記載例	・・・・ P 6～P 7
【参考資料2】 日本標準産業分類（中分類）	・・・・ P 8～P 10

# 第1章 事業者排出量簡易報告書（提出様式）の作成

## 1 基本的事項

### （1）報告の対象となる事業者（いずれかに該当）

- ・ 特定事業者（※）以外の事業者（個人・法人問わず）
- ・ ゼロカーボン・チャレンジャーに登録している事業所

【ゼロカーボン・チャレンジャーHP】

[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/zcg/zcc\\_gaiyou.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/zcg/zcc_gaiyou.html)

### ※特定事業者とは【参考】

- ①道内に有するすべての工場等の一年間の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kL以上の事業者
- ②省エネルギー法に基づく特定連鎖化事業者で、道内に有するすべての工場等の一年間の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kL以上の事業者
- ③自動車運送事業者であって、道内に登録する前年度の末日の自動車の総数が次に該当する事業者  
トラック：100台以上、バス：100台以上、タクシー：150台以上
- ④道内において温暖化対策推進法施行令第5条第10号から第16号までの事業者で、前年度の4月1日の従業員数が21人以上かつ二酸化炭素換算3,000トン以上排出する事業者

### （2）報告期間

「報告期間」の欄には、本報告書に記載する取組を実施した年度（報告書を提出する日の属する年度の前年度）を入力してください。

※例：2023年4月1日～2024年3月31日の実績を報告する場合は、「2023」と入力してください。

## 2 事業者の概要

### （1）事業者の主な業種

「事業者の主な業種」の欄には、日本標準産業分類（中分類）から主たる業種を1つ選択してください。（【参考資料2】 日本標準産業分類（中分類）参照）

### （2）法人番号（法人以外の方は入力不要）

「法人番号」の欄には、国税庁が指定する13桁の法人番号を入力してください。  
なお、法人番号がわからない場合は、以下のページから確認できます。

※国税庁法人番号公表サイト：<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

### （3）事業の概要

「事業の概要」の欄には、主な事業の内容について記載例を参考にしてください。

### 3 事業活動に伴い使用したエネルギーの量又は排出した温室効果ガスの量

#### (1) エネルギーの使用量

「エネルギーの使用量」の欄には、報告書を提出する日の属する年度の前年度（4月1日～翌年3月31日まで）において、道内の事業活動で使用したエネルギーの量を種類毎に入力してください。

#### (2) 温室効果ガス排出量

「温室効果ガス排出量」の欄には、(1)により「エネルギーの使用量」欄にエネルギー使用量を入力いただくことで、自動的に排出量が計算され、表示されます。

※「電気」についての排出量を算出するにあたり、北海道電力（株）の基礎排出係数をあらかじめ様式に設定しています。他の小売電気事業者等の電気を使用している場合は、報告様式内の「【参考】電気事業者係数一覧」シートもしくは下記の環境省 HP から該当する排出係数をご確認の上、係数の修正をお願いします。

※電気事業者別排出係数一覧（環境省 HP）：<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

### 4 【任意項目】温室効果ガスの排出の量の削減等又は再生可能エネルギーの導入のために実施した取組

実施した取組の□にレ印を入力し、「取組実施状況」の欄に具体的な取組内容について、記載例を参考にを入力してください。なお、ゼロカーボン・チャレンジャー登録事業所においては、ゼロカーボン・チャレンジャー登録の際、取り組むことを宣誓した項目について必ず入力してください。

※主な記載例：

風力や太陽光など再生可能エネルギー由来電力の調達

⇒再エネ 100%の電力プランを契約 等

敷地内の緑化の取組

⇒自社敷地内に植樹を実施 等

その他

⇒年次財務報告書等で気候変動の財務影響の公表 等

### 5 匿名での公表希望の有無

道では条例に基づき提出された報告書の内容を公表することとなっています。

なお、公表にあたり、事業者のご希望により事業者の氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）を匿名とすることが選択可能です。様式中の希望の有無の□にレ印を入力してください。

## 第2章 提出に関する事項

### 1 提出書類等

#### (1) 提出書類

事業者排出量簡易報告書（別記第3号様式）

**※記載内容について確認させていただく場合がありますので、様式3ページ目の「担当者報告書」についても必ず入力をお願いします。**

#### (2) 提出期限

7月末日までに提出

#### (3) 提出先

北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎 8階

TEL：011-204-5189

メール：kansei.kikou@pref.hokkaido.lg.jp

#### (4) 提出方法

以下のいずれかの方法で提出してください。

**※来庁、郵送、FAX 等による紙提出は原則受け付けておりません。**

##### ① 北海道電子申請サービス

以下の URL からウェブ上で報告書の作成・提出が可能です。

なお、北海道電子申請サービスを始めて利用する方は、リンク先の案内に従って利用者登録を行なってください。

<https://www.harp.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=010000&shinseiFmtNo=Ca0400&shinseiEdaban=01>

##### ② 電子メール

以下のページから報告様式をダウンロードし、必要事項を入力の上、

**Excel 形式のまま** (3)に記載のメールアドレスまで送付してください。

URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/zcs/taisaku-jigyoukatudou.html>

#### (5) 受理証の送付

提出いただいた報告書の内容を確認後、担当者宛てに受理証メールを送付します。

受理証メールは、第4章の2に記載されているメリットを活用する際に必要となりますので大切に保管してください。

## 第3章 道による公表

### 1 事業者排出量簡易報告書の公表方法

提出いただいた事業者排出量簡易報告書については、以下のページにて次の方法により公表します。

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/zcs/177585.html>

#### (1) 事業者排出量簡易報告書一覧

提出いただいた報告書データを、Excel 形式の一覧で公表します。本データは二次的利用が可能なオープンデータとなっておりますので、加工することが可能です。

なお、匿名での公表を希望した場合は、名称、住所、法人番号を伏せた形で掲載します。

#### (2) 事業者排出量簡易報告の状況について

提出いただいた報告書データを道が集計、加工したグラフ等を公表します。

## 第4章 その他

### 1 ゼロカーボン・チャレンジャー制度について

電気自動車の導入や再エネ由来電力の調達など、ゼロカーボン北海道の実現に向けた14の取組項目の中から実践する項目を宣誓し、実践いただく事業所をゼロカーボン・チャレンジャーとして登録する制度です。

登録事業所は毎年度、前年度の温室効果ガス排出量及び宣誓した取組項目の実施状況を事業者排出量簡易報告書として報告していただきます。

(ゼロカーボン・チャレンジャーHP)

URL : [https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/zcg/zcc\\_gaiyou.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/zcg/zcc_gaiyou.html)

### 2 本制度に取り組むメリットについて

事業者排出量簡易報告書を提出した事業者の方々には、以下のようなメリットがあります。

- ・ 道の中小企業総合振興資金(※2) (ステップアップ貸付 (ゼロカーボン) ) の融資対象

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/147247.html>

- ・ 道のホームページにてゼロカーボンの取組実績を紹介

さらに、ゼロカーボン・チャレンジャーに登録し、事業者排出量簡易報告書を提出いただくことで、以下のメリットを受けることができます。

- ・ 令和5・6年度の道発注公共工事の競争入札参加資格で加点評価
- ・ 道が発注する公共工事の総合評価方式による落札者決定の際に加点評価
- ・ 金融機関での私募債発行時の金利優遇
- ・ 北海道信用保証協会にて保証料率の割引対象
- ・ 日本政策金融公庫中小企業事業融資制度

### お問い合わせ先：温室効果ガス排出量報告サポートデスク

排出量の計算方法や報告書の記載方法、支援措置など、排出量報告制度に関する相談に対応します。詳細は以下のページをご確認ください。

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/zcs/145857.html>

【参考資料1】 入力例

別記第3号様式(第9条関係)

事業者排出量簡易報告書

西暦で入力

2024 年 7 月 31 日

北海道知事 様

住所 **〇〇市△△町☆☆番地**

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 **××株式会社**

**代表取締役 北海道 太郎**

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

北海道地球温暖化防止対策条例第16条第1項の規定により、次のとおり提出します。

西暦で入力

報告期間( **2023** 年度)

事業者の概要	事業者の主な業種	<b>06 総合工事業</b>	日本標準産業中分類から選択(産業分類参照)
	法人番号	<b>1234567890123</b>	13桁で入力
	事業の概要	<b>建築工事、土木工事</b>	事業内容を簡潔に入力

事業活動に伴い使用したエネルギーの量又は排出した温室効果ガスの量

エネルギーの種類	エネルギーの使用量		温室効果ガス排出量		
電気	使用したエネルギーの量を入力(単位に注意)	10,000	kWh	5,490	kg-CO2
ガソリン		2,000	L	4,580	kg-CO2
灯油		3,000	L	7,508	kg-CO2
軽油			L		kg-CO2
A重油		5,000	L	13,764	kg-CO2
B・C重油			L		kg-CO2
液化石油ガス(LPG)		20,000	kg	59,886	kg-CO2
液化天然ガス(LNG)			kg		kg-CO2
都市ガス			m <sup>3</sup>		kg-CO2
その他( )					kg-CO2
合計	上記以外のエネルギーを使用した場合はエネルギー種類を選択し、使用量を入力			91,229	kg-CO2

温室効果ガスの排出の量の削減又は再生可能エネルギー導入のために実施した取組【任意】

<input checked="" type="checkbox"/>	テレワークやオンライン会議などICTの活用による事務所の省エネや通勤等交通に伴うCO2排出の抑制
取組実施状況: <b>オンラインでの本社、支社間の打合せやクライアントとのミーティングの実施 等</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	工場・事業場における省エネ型生産機械等の導入
取組実施状況: <b>LED機器の導入、ソーラー充電式の生産機器を導入 等</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	エネルギー使用を効率的に管理するエネルギーマネジメントシステムの導入
取組実施状況: <b>照明や空調等の機器・設備の最適な運転を支援するシステムを導入 等</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	輸送の共同化など物流の効率化
取組実施状況: <b>配送網の集約化・合理化の実施 等</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	新築・改築する際のZEB化
取組実施状況: <b>新築した事務所をZEB化 等</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	電気自動車や燃料電池自動車の導入
取組実施状況: <b>社用車に電気自動車を3台導入 等</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	太陽光など再生可能エネルギー由来電力の調達
取組実施状況: <b>再エネ100%の電力メニューを契約 等</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	バイオマスや地中熱などの再生可能エネルギーによる熱利用
取組実施状況: <b>地中熱ヒートポンプなどによる熱利用 等</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	使い切りプラスチック製品の使用抑制、適正処分
取組実施状況: <b>社員にマイ箸、マイボトルの利用を呼びかけ 等</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	敷地内の緑化の取組
取組実施状況: <b>自社敷地内に植樹を実施 等</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	植樹などの森林整備・保全活動
取組実施状況: <b>NPOが主催する植樹活動を支援 等</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	従業員への環境教育や人材育成の実践
取組実施状況: <b>年1回社員を対象としたゼロカーボン研修会の実施 等</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	その他
取組実施状況: <b>年次財務報告書等で気候変動の財務影響の公表 等</b>	

該当する□にチェックし、取組内容を入力

注 1 「法人番号」の欄は、個人の方は記入する必要はありません。  
 2 「温室効果ガスの排出の量の削減又は再生可能エネルギー導入のために実施した取組【任意】」の欄は、該当する□内にレ印を記入してください。

※ 事業者排出量簡易報告書の公表に当たって、匿名での公表の希望の有無を確認しますので、該当する□内にレ印を記入してください。  有  無

いずれかの□にチェック

【参考資料2】 日本標準産業分類（中分類）

中分類	
01	農業
02	林業
03	漁業（水産養殖業を除く）
04	水産養殖業
05	鉱業，採石業，砂利採取業
06	総合工事業
07	職別工事業（設備工事業を除く）
08	設備工事業
09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業
12	木材・木製品製造業（家具を除く）
13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
16	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
19	ゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業
33	電気業
34	ガス業
35	熱供給業
36	水道業
37	通信業
38	放送業
39	情報サービス業
40	インターネット附随サービス業

41	映像・音声・文字情報制作業
42	鉄道業
43	道路旅客運送業
44	道路貨物運送業
45	水運業
46	航空運輸業
47	倉庫業
48	運輸に附帯するサービス業
49	郵便業（信書便事業を含む）
50	各種商品卸売業
51	繊維・衣服等卸売業
52	飲食料品卸売業
53	建築材料，鉱物・金属材料等卸売業
54	機械器具卸売業
55	その他の卸売業
56	各種商品小売業
57	織物・衣服・身の回り品小売業
58	飲食料品小売業
59	機械器具小売業
60	その他の小売業
61	無店舗小売業
62	銀行業
63	協同組織金融業
64	貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関
65	金融商品取引業，商品先物取引業
66	補助的金融業等
67	保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）
68	不動産取引業
69	不動産賃貸業・管理業
70	物品賃貸業
71	学術・開発研究機関
72	専門サービス業（他に分類されないもの）
73	広告業
74	技術サービス業（他に分類されないもの）
75	宿泊業
76	飲食店
77	持ち帰り・配達飲食サービス業
78	洗濯・理容・美容・浴場業
79	その他の生活関連サービス業
80	娯楽業

81	学校教育
82	その他の教育, 学習支援業
83	医療業
84	保健衛生
85	社会保険・社会福祉・介護事業
86	郵便局
87	協同組合（他に分類されないもの）
88	廃棄物処理業
89	自動車整備業
90	機械等修理業（別掲を除く）
91	職業紹介・労働者派遣業
92	その他の事業サービス業
93	政治・経済・文化団体
94	宗教
95	その他のサービス業
96	外国公務
97	国家公務
98	地方公務
99	分類不能の産